

① 件名
生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の課税標準の特例について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 生産性向上特別措置法が、第196回通常国会で可決・成立した。 同法は、急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、産業の生産性の向上を短期間に実現することを目的としている。 短期間での生産性の向上に関する施策として、中小企業者が労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、所在する市区町村の認定を受けた場合、固定資産税の課税標準の特例を適用させることができるようになった。</p> <p>【目的】 少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業者の所有している設備を生産性の高い設備に更新を促すもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 生産性向上特別措置法 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成29年12月22日 平成30年度税制改正の大綱閣議決定 平成30年 3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布</p>
⑤ 主な内容
<p>1 固定資産税の課税標準の特例を受けるための手続</p> <p>(1) 市区町村の手続 国が策定する「導入促進指針」に基づき市区町村が「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得る。</p> <p>(2) 中小企業者の手続 国の同意を得た「導入促進基本計画」に合致する「先端設備等導入計画」を作成し、市区町村から認定を受けた後に先端設備等を取得する。 市区町村に対し、当該先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例を受けるための申請を行う。</p> <p>2 先端設備等導入計画の主な要件</p> <p>(1) 計画期間 計画認定から3年間</p> <p>(2) 労働生産性 計画期間において基準年度比で労働生産性が9%以上（年平均3%以上）向上すること。</p> <p>(3) 先端設備等の種類 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される次の設備を導入すること（中古資産を除く。）。</p>

減価償却資産の種類	最低取得価格	設備自体の 販売開始時期	備 考
機械装置	160万円以上	10年以内	
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内	
器具備品	30万円以上	6年以内	
建物附属設備	60万円以上	14年以内	家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

3 特例措置
対象となる先端設備等の固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする（平成33年3月31日までに取得したものに限り（平成36年度課税分まで））。
なお、特例措置としては、各市区町村が課税標準をゼロ～1/2で定めることとされているが、国の一部の補助金において、ゼロとする意向を表明した市区町村に所在する事業者が優先採択を受けられることとされている。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】
中小企業者の労働生産性の向上が図られ、本市産業の持続的な維持・発展に寄与する。

【市財政への負担】
固定資産税の課税標準の特例措置を講じた場合の減収分は地方交付税により補填（減収分を基準財政収入額から控除）される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

平成30年4月13日に中小企業庁ホームページで公表された意向確認のアンケートでは、県内27の市町が固定資産税の課税標準の特例率をゼロとする意向を示している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年6月 生産性向上特別措置法施行
平成30年市議会第2回定例会に石巻市市税条例の一部改正について提案（公布の日から施行）
生産性向上特別措置法の施行後、速やかに「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得る。

⑨ その他